

浦 監 第 95 号  
平成 25 年 1 月 16 日

浦安市監査委員	黒 田 レイ子
同	佐久間 秀 雄
同	田 村 耕 作

平成 24 年度定期監査（都市環境部）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果の報告を決定したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

## 平成 24 年度定期監査（都市環境部）の結果報告書

### 1 監査の範囲

平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日に執行された財務に関する事務の執行等

### 2 監査対象部局

都市環境部

### 3 監査の実施期間

平成 24 年 10 月 1 日から平成 24 年 11 月 28 日

### 4 監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

### 5 監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

#### (1) 下水道課

- ① 下水道事業受益者負担金について、平成 20 年度の定期監査において、今後もさらに滞納額削減に向け、より一層の徴収に努めるよう改善を求めた。現状を確認したところ、受益者負担金については、滞納繰越分における徴収率の低さが大きな課題となっており、その要因の一つとして、受益者死亡による相続や譲渡（売買）による土地所有者の変更が考えられるとのことであった。

受益者負担金については、「浦安市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」により、受益者に変更があった場合は、市に届け出ることや新たに受益者となった者が従前の受益者の地位を継承することなどが規定されている。しかしながら、受益者に変更しても届け出（下水道事業受益者変更届出書の提出）が行われないことがあり、新たな受益者が負担金の支払い義務があることを認識できないことなどにより、徴収業務に支障を来しているとのことであった。

今後は、受益者に対し、条例を踏まえ、受益者負担金の趣旨や受益者に変更があった場合の取扱いなどについて、十分周知し、円滑な徴収が図られるよう努められたい。